

市第2号議案 横浜市職員の育児休業等に関する条例の一部改正

<改正概要>

男性の育児休業の取得を促進し、男女ともに仕事と育児等を両立できるようにするため、令和3年6月に育児・介護休業法が改正され、令和4年4月から段階的に施行されています。

国家公務員においては、令和3年8月の人事院の意見申出において、育児・介護休業法の改正に沿った育児等と仕事の両立支援のための措置を講ずることが表明され、令和4年4月に人事院規則が改正されました。これにより、各省庁の長等に育児休業を取得しやすい勤務環境の整備に関する措置等を講ずることが義務付けられ、また、非常勤職員の育児休業等の取得要件が緩和されました。

本市においても、より一層、妊娠・出産・育児等と仕事の両立支援を図るため、横浜市職員の育児休業等に関する条例の一部改正を行います。

1 改正内容

(1) 任命権者が講ずべき措置等の新設

組織として対応すべき事項の義務化を図るため、次の2点を条例に追加します。

ア 職員から妊娠又は出産等についての申出があった場合における措置等（第12条）

職場上司が行うこととして、次の事項を明確化します。

- (ア) 育児休業に関する制度その他の事項（休業中の収入、相談体制等）の周知
- (イ) 意向確認の面談その他の措置（書面交付、電子メール等）を講じること
- (ウ) 申出をしたことによる不利益な取扱いの禁止

イ 勤務環境の整備に関する措置（第13条）

事業主として、育児休業を取得しやすい勤務環境を整備するために実施することを明確化します。

(ア) 育児休業に係る研修の実施

(イ) 育児休業に関する相談体制の整備

(ウ) その他育児休業に係る勤務環境の整備（方針の周知、事例の提供等）に関する措置

(2) 非常勤職員の育児休業等取得要件の緩和

在職期間による取得制限を緩和するため、次の条文について在職期間に関わる箇所を削除します。

ア 育児休業取得要件の緩和（第2条第3号）

現行（第2条第3号ア（ア））	改正後
任命権者を同じくする職(以下「特定職」という。)に引き続き在職した期間が1年以上である非常勤職員	削除

イ 部分休業取得要件の緩和（第8条第2号）

現行（第8条第2号ア）	改正後
特定職に引き続き在職した期間が1年以上である非常勤職員	削除

2 施行予定日

公布の日